

三
十

福祉サービス利用までの流れ

11

1 区役所へ行って申請する

「どんなサービスが利用できるのかを相談したい。」
「ヘルパーなどのサービスを利用したい。」
そんな時は区役所へ行って相談・申請を行います。
区障がい者基幹相談支援センターでも相談でき
ます。申請する時は区役所に一緒に行きます。
(一人で行っても大丈夫です。) 申請時に、利
用する相談支援事業所を選びます。

しんせい ひつよう
★申請に必要なもの
しうじい
しょうがいしゃてちょう いんかん
障害者手帳・印鑑（あれば）など、主治医の
じょうほう ひつよう びょういん
情報も必要です。病院にかかるない場合
くやくしょ そくだん
は区役所で相談してください。

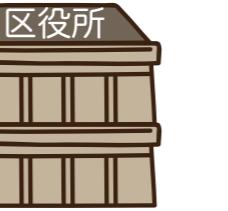
⑧ ていきてき りょうじょうきょう かくにん 定期的なサービス利用状況の確認 (干ニタリング)

きかん たく ほうもん
定められた期間ごとにお宅を訪問し、あなた
はなし き りょうじょううきょう かくにん
からお話を聞いて、サービス利用状況を確認
ひつよう おう けいかく みなお りょう
し、必要に応じて計画を見直します。利用し
へんこう こうしんてつづ てつだ
ているサービスの変更や更新手続きもお手伝
いします。



② しょうしえんくぶんにんてい 障がい支援区分の認定

どのくらい支援が必要か訪問して聴き取り調査を行います。相談支援事業所は、調査に同席し、アドバイスできます。困っていることをキッチリ言いましょう。調査の結果と主治医意見書をもとに審査し、障がい支援区分が決まります。支援区分によって利用できるサービスの種類や量が異なります。



サービス等利用計画案を作成

えんじぎょうしょ けいやく むす けいかくあん さくせい
支援事業所と契約を結び、計画案を作成し
きぼう せいかつ つく
あなたの希望する生活を作るためにどん
ひつよう
-ビスがどのくらい必要かなどについて、
いけん つた いっしょ かんが
この意見を伝えながら一緒に考えましょう。



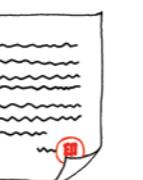
4 計画案を提出→受給者証を発行

くやくしょ けいかくあん もと けつ
区役所が計画案に基づきあなたのサービスを決
定し、受給者証が送られてきます。サービスを
利用する時に必要です。大切に保管しましょう。

7 サービスの利用開始

相談支援事業所が事業所との契約やヘルパーの顔合わせに立ち合います。

※申請からサービス開始まで1か月半から3か月程度かかる場合があります。サービスを利用していて困ったことや不安なことがあるときは相談支援事業所に相談できます。



たんとうしゃかいぎ かいさい サービス担当者会議の開催

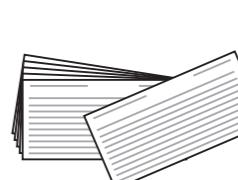
とうりょうけいかく さくせい サービス等利用計画の作成

ていきょう じぎょうしょ そだんしんじぎょう
ビスを提供する事業所などと相談支援事業
かいぎ かいさい きぼう
で会議を開催します。あなたの希望にそつ
ん おも かんが
援がされるように、あなたの思いや考えを
つた かいぎ ないよう ふ
かり伝えましょう。会議の内容を踏まえて、
とうりょうけいかく さくせい
ビス等利用計画を作成します。



5 じぎょうしょ えら 事業所を選ぶ

すてい ないよう もと ていきょう
決定された内容に基づき、サービスを提供する
じぎょうしょ えら そうだんしょんじぎょうしょ じぎょうしょ
事業所を選びます。相談支援事業所が事業所を
さが てつた
探すお手伝いをします。



さがる さ
こまつたこと、わからないことは気軽に聞きましょう。